令和８年（フ）第４６９号
大阪府貝塚市浦田88番地７　セントドエル205号
債務者　上野　恵美
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４７１号
大阪府岸和田市荒木町１丁目14番16―301号
債務者　松井　正幸
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４７２号
大阪府泉南郡熊取町つばさが丘北３丁目６番８号
債務者　酒井　香予（旧姓谷岡）
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第２６２号
盛岡市みたけ四丁目33番17号　第二ユートピア201号、前住所盛岡市北天昌寺町４番52号メゾン北都120号
債務者　前川　勝弘
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２７５号
岩手県紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第４地割450番地　海老沼荘５号
債務者　村上　和子
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第７６号
福島県会津若松市西年貢二丁目５番21号ラ・ペンゾーネ　１号、前住所福島県会津若松市城北町８番35号
債務者　須藤サキ子
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第３４２号
愛知県岡崎市渡町字薬師畔19番地１　パークサイド大久保　Ｂ―102
債務者　橋本　圭佑
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３５４号
愛知県豊田市猿投町地家65番地
債務者　柴田　篤人
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３６７号
愛知県岡崎市井田町字茨坪26番地16
債務者　勝場　文惠
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３８１号
愛知県岡崎市中町２丁目５番地１　ヴィレッジ・ヴァーナル　302
債務者　山田　浩稀
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２０８号
香川県高松市三条町443番地９
債務者　中川　恵巳
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２１５号
香川県小豆郡小豆島町草壁本町602番地80203号
債務者　細田　政子
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５２号
熊本県八代市迎町二丁目６号２番地（101）コーポＫＹ、異動前住所熊本県八代市島田町988番地（101）ラピューラフォレスト
債務者　松本　昌也
1　決定年月日時　令和８年８月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　熊本地方裁判所八代支部

令和８年（フ）第９７２号
東京都小平市小川西町２丁目３番408号
債務者　橋本　哲子
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２１４号
東京都町田市玉川学園５丁目24番22号パインヒル101
債務者　山本　天華
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２１５号
東京都町田市玉川学園５丁目24番22号パインヒル101
債務者　山本　麗斗
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２９１号
東京都日野市日野台２丁目15番地の21丘ノ上ハイム203
債務者　山形　正彦（旧姓藤原）
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部